

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令

案要綱

第一 第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を行う際に基準とする時間帯補正等価騒音レベルについて、当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機による騒音の影響度を算定するものとする。

(第六条関係)

第二 附則

一 この政令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 環境影響評価法施行令について所要の改正を行うものとする。

(附則第二項関係)